

現行の原子炉等規制法にある運転期間の定めにつき、資源エネルギー庁はどのように事実認識をしているのか。原子力小委員会の資料にも記載があるように、運転期間に係る規定は安全規制に含まれる、ということで間違いはないか。

(答)

1. 原子炉等規制法については、原子力規制委員会の所掌であり、その解釈について、経済産業省からお答えすることは差し控える。

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部